

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◇ 合名会社と合資会社

Q: 株式会社や有限会社以外に、合名会社や合資会社といわれる会社もあるそうですが、どのような会社でしょうか。

A: 合名会社というのは、無限責任社員だけで組織する会社のことをいいます。

会社の財産によって、債務を完済することができないときは、全社員はそれぞれ連帯して、会社の債務を負うことを特徴とする会社です。

設立手続は法律上簡単で、2人以上の者が会社を設立する意思をもって定款を作成し、本店の所在地で登記をすることによって成立します。

出資として、金銭、現物等以外に労務、信用も目的とすることができます。

また、合資会社というのは、無限責任社員と有限責任社員とで組織する会社です。

無限責任社員は合名会社の社員と同一の責任を負担する社員で、有限責任社員は出資の価額を限度として、会社の債務を弁済する責任を負います。

設立手続は、合名会社の場合と大体同じですが、異なる点は、定款の絶対的記載事項として「各社員の責任の有限、無限の別」を記載しなければなりません。また、登記もされます。

有限責任社員の出資は、金銭その他の財産のみを目的とし、信用、労務を目的とすることは、できません。

